ACSES ニュースレター_２２２６号（2021 年 12 月 10 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・令和 3 年（2021 年）食中毒発生事例（速報）〈厚生労働省〉
・牛乳に異臭、12 人体調不良　大阪市の学校、重症者なし〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・株式会社五橋水産における生鮮水産物の不適正表示に対する措置について〈農林水産省〉
・衝突試験データに異常　三菱・日産、軽３車種の生産停止〈Web 報道〉
・高齢者の事故に注意し、年末年始を安全に過ごしましょう!-餅による窒息、入浴中の溺水、掃除中の転落等に注意-〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２６５報）〈厚生労働省〉
・処理水の海洋放出、現状では23年春「困難に」　規制委員長が見解〈新聞報道〉
・IAEA調査団の訪日延期　処理水放出巡り、新変異株で〈Web報道〉
・国連報告者の受け入れ検討　福島原発事故の避難者調査〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・「核のごみ」調査地は古い海底火山地帯　地質専門家が共有する違和感〈新聞報道〉
[大災害対策]
・海底地震観測網に障害、気象庁　緊急速報、最大 15 秒遅れか〈Web 報道〉
・災害級の豪雨もたらす線状降水帯　気象庁が「半日前」予測に本腰〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出
[3] 改正後化管法対象物質について、参考情報として確認済みの CAS 登録番号収載リストを掲載しました。〈製品評価技術基盤機構〉
[4] 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて〈厚生労働省〉
[5] タンパク質繊維の名称・定義に関する国際標準が発行されました〈経済産業省〉
[6] 安全衛生
◇事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について〈厚生労働省〉
◇職場における労働衛生基準が変わりました～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～〈厚生労働省〉
◇NZ、紙たばこ非合法化へ　14 歳以下は一生吸えず？〈Web 報道〉
[7] 医薬品
◇予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 190 号）〈官報〉
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 401 号）〈官報〉

枇杷（ビワ）

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 402 号）〈官報〉

[8] 農薬

◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉

[9] 食品安全衛生関係

◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉

[10] 廃棄物関係

◇令和２年度漁業者の協力による海底ごみ回収実証業務の結果について〈環境省〉

◇「焼却灰の pH を考える。」〈国立環境研究所〉

◇海中ごみ調査へ自律型船ロボット　長崎大が実証実験〈新聞報道〉

[11] 温暖化対策関係

◇地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況〈環境省〉

◇米、政府購入車を排出ゼロに　大統領令、35 年までに〈Web 報道〉

[12] 環境安全関係

◇産総研-水系暴露解析モデル（AIST-SHANEL）の推定精度評価 ー多摩川におけるビスフェノール A を対象としてー〈産業技術総合研究所〉

◇（仮称）あさひ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉

[13] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　５件　　［公募結果、意見募集結果］　１件

[14] その他省庁発表　２件

[15] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　８件　　［開催記録、報告、資料等］　４件

[16] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：９件

[付録]

◇「「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」について（概要）」に関する御意見の募集について〈厚生労働省〉

◇「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について〈厚生労働省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 12 月 9 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026914/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211209_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：104 件

うち重大事故等として通知された事案：33 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 12 月 9 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026913/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211209_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：７件
　　(2)事故情報(食中毒情報)：７件
2. リコール・自主回収情報
　　(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：50件
　　(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：７件

・令和３年（2021 年）食中毒発生事例（速報）
＜厚生労働省　2021 年 11 月 29 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/04.html
　化学物質が原因で食中毒となった事例４件が含まれる。

・牛乳に異臭、12 人体調不良　大阪市の学校、重症者なし
＜共同通信　2021 年 12 月 8 日＞　https://nordot.app/841295394473050112?c=39546741839462401

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・株式会社五橋水産における生鮮水産物の不適正表示に対する措置について
＜農林水産省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/211208.html
農林水産省は、株式会社五橋水産（本社：熊本県天草市今釜町 10 番 31-2 号グリーンハイツ福山２号Ｃ。法人番号 9330001025962。以下「五橋水産」という。）が、生鮮水産物あさりの原産地について、中国産又は福岡県産であるにもかかわらず、熊本県産と事実と異なる表示をし、販売していたことを確認しました。
このため、本日、五橋水産に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

・衝突試験データに異常　三菱・日産、軽３車種の生産停止
＜時事ドットコム　2021 年 12 月 9 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021120901278&g=eco
　三菱自動車と日産自動車が、衝突試験データに異常があったとして、軽自動車３車種の生産と販売を停止していることが９日、明らかになった。両社は「安全性の問題はない」と説明しているが、原因は判明していない。生産・販売の停止は３日からで、再開のめどは立っていない。
　対象車種は、三菱自の「ｅＫスペース」と「ｅＫクロス　スペース」、三菱自が日産にＯＥＭ（相手先ブランドによる生産）で供給している「ルークス」。異常があったのはシートベルトとエアバッグに関する試験データで、今月１日に日産側から三菱自に連絡があったという。国土交通省には既に届け出た。
　両社は「確認作業を行っている」として、データの異常に関する具体的な内容は明らかにしていない。部品の安全性などに問題があった場合、リコール（回収・無償修理）に発展する可能性もある。

・**高齢者の事故に注意し、年末年始を安全に過ごしましょう！**
-餅による窒息、入浴中の溺水、掃除中の転落等に注意-
＜消費者庁　2021 年 12 月 8 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/#bathing_accident
窒息・入浴・掃除
年末年始は家族の帰省や会食など、高齢者がいつもと異なった行動を取る時期です。
消費者庁では、年末年始など冬のこの時期に起こりやすい高齢者の事故について、事故防止のための観点からポイントをまとめました。
〇餅による窒息 ～死亡事故の４割が１月に、２割が正月三が日に発生!～

〔事故を防ぐためのポイント〕

1. 餅は、小さく切り、食べやすい大きさにしてください。
2. お茶や汁物などを飲み、喉を潤してから食べましょう。(ただし、よく噛まないうちにお茶などで流し込むのは危険です。)
3. 一口の量は無理なく食べられる量にしましょう。
4. ゆっくりとよく噛んでから飲み込むようにしましょう。
5. 高齢者が餅を食べる際は、周りの方も食事の様子に注意を払い、見守りましょう。

○入浴中の溺水 ～自宅の浴槽内での死者数は交通事故の約２倍!～

〔事故を防ぐためのポイント〕
1. 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。
2. 湯温は 41 度以下、湯につかる時間は 10 分までを目安にしましょう。
3. 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
4. 食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避けましょう。
5. 入浴する前に同居者に一声掛けて、意識してもらいましょう。
6. 湯温や部屋間の温度差、入浴時間など普段意識しにくい部分について、温度計やタイマーを活用して見える化するようにしましょう。

○掃除中の転落等 ～大掃除をすることが多い 12 月に多く発生～

〔事故を防ぐためのポイント〕
1. 脚立やはしごを使用した高所作業は極力控え、行う場合は広いステップや上枠がついた身体のバランスを取りやすい用具を使い、安定した場所で無理なく行いましょう。踏み台等を使っての作業も安定した場所で行いましょう。
2. 滑りやすい場所で掃除をする際には転倒に注意し、足場が濡れている場合は事前に拭き取りましょう。
3. 洗剤などの取扱説明、注意表示をよく確認し、正しく使用しましょう。

消費者庁公表資料　　2021 年 12 月 8 日
高齢者の事故に注意し、年末年始を安全に過ごしましょう!-餅による窒息、入浴中の溺水、掃除中の転落等に注意-
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/assets/caution_055_211208_0001.pdf
(別添)高齢者の事故に関するデータとアドバイス等
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/assets/caution_055_211208_0002.pdf

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２６５報）(東京電力福島原子力発電所事故関連)
＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-iMNM9jWh5aYSSBY

１　自治体の検査結果
宮城県、仙台市、山形県、群馬県、川越市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、山梨県、愛知県、大阪府、大阪市
※ 基準値超過　２１件

No. 176	群馬県産	イノシシ	(Cs：120 Bq/kg)
No. 190	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：120 Bq/kg)
No. 199	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：140 Bq/kg)
No. 202	群馬県産	イノシシ	(Cs：160 Bq/kg)

No. 203	群馬県産	イノシシ	(Cs：990 Bq/kg)
No. 207	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：250 Bq/kg)
No. 208	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：160 Bq/kg)
No. 209	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：450 Bq/kg)
No. 210	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：310 Bq/kg)
No. 211	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：280 Bq/kg)
No. 212	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：320 Bq/kg)
No. 213	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：330 Bq/kg)
No. 214	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：220 Bq/kg)
No. 216	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：270 Bq/kg)
No. 217	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：200 Bq/kg)
No. 218	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：120 Bq/kg)
No. 219	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：120 Bq/kg)
No. 220	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：110 Bq/kg)
No. 221	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：310 Bq/kg)
No. 222	群馬県産	ツキノワグマ	(Cs：140 Bq/kg)
No. 419	宮城県産	ニホンジカ肉	(Cs：140 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

・処理水の海洋放出、現状では23年春「困難に」　規制委員長が見解

＜朝日新聞　2021年12月8日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD86VB1PD8ULBJ00L.html

---

・IAEA調査団の訪日延期　処理水放出巡り、新変異株で

＜共同通信　2021年12月6日＞　https://nordot.app/840410188500631552

・国連報告者の受け入れ検討　福島原発事故の避難者調査

＜共同通信　2021年12月8日＞　https://nordot.app/841216498777423872?c=39546741839462401

[原子力施設全般]

・「核のごみ」調査地は古い海底火山地帯　地質専門家が共有する違和感

＜朝日新聞　2021年12月9日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD74TWDPD2PLZU00N.html

原発から出る「核のごみ」処分地の文献調査が始まって、この11月で1年が過ぎた。調査を受け入れた北海道の寿都（すっつ）町と神恵内（かもえない）村を対象に、地質などの過去の資料を原子力発電環境整備機構（NUMO）が集める。期間は2年が目安といい、折り返し地点を迎えたことになる。

今までどんな文献を調べたのかを問い合わせると、ウェブ上の説明資料を案内された。「活断層詳細デジタルマップ」「5万分の1地質図幅」「新規制基準適合性に係る審査会合資料」……。例示されていたのは、少し知識があれば思い浮かび、検索できるようなものばかりだった。

では、集めた文献の詳細や調査結果はどんな形で公表するのか、外部専門家の評価を受けるのかとも尋ねたが、詳しい手順は未定という。

改めてはっきり言えば、この地域での処分は地学的に筋が悪い。核のごみは、10万年単位で地下に閉じ込める「地層処分」をすることになっている。ただでさえ、地殻変動の激しい日本列島でできるのかが論争になるのに、少し資料を見るだけでも悪条件が目につく。

活断層や火山活動だけではない。

「割れ目の多い不均質な岩盤で不確実性が大きい場所。最初から足を踏み入れるべきではない」。かつて電力中央研究所で地層処分の研究に携わったことがある千木良雅弘・京都大名誉教授はこう言う。

問題となるのが地下水だ。放射性物質が岩盤の割れ目を伝って地表に届いては困る。このため水みちをシミュレーションして安全性を評価するが、ここには「水冷破砕岩」が広く分布する。古い海底火山の噴出物が水中で冷え固まった岩石で、その堆積（たいせき）物からなる岩石や、マグマが貫いてできた岩脈も多く、割れ目ができやすい。いくらボーリングしても、すぐ隣の状態はわからず、細かな割れ目の把握も困難。信頼性の高い計算は難しいという。

ただ、何をもって処分に不適…

[大災害対策]

・海底地震観測網に障害、気象庁　緊急速報、最大 15 秒遅れか

＜共同通信　2021 年 12 月 8 日＞　https://nordot.app/841256516153360384?c=39546741839462401

気象庁は 8 日、東日本の太平洋沖を中心とした海底地震津波観測網「S―net」で同日午後に障害が発生したと発表した。北海道・釧路沖から青森沖の観測データが同庁に届かず、周辺海域を震源とする地震が発生した場合、緊急地震速報の発表が最大約 15 秒遅れる恐れがあるとしている。

同庁によると、S―net の活用を始めた 2016 年以降、障害が起きるのは初めて。津波観測の精度が低くなったり、大きな津波が発生した場合の津波警報への切り替えが遅延したりする可能性もある。

S―net を管理する防災科学技術研究所（茨城県つくば市）が原因を調べる。

・災害級の豪雨もたらす線状降水帯　気象庁が「半日前」予測に本腰

＜朝日新聞　2021 年 12 月 9 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASPD854N0PCZUTIL008.html?iref=comtop_7_02

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2gMtE_j2p7a4aIBY

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の無症状病原体保有者について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4jsVK8DOn46AUPhY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 12 月８日版）

＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N8yoEOtHfjp-WsmlY

・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8whs1C-Duv66ngJhY

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました

＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2gMtE_j2p7a_n0BY

◇マスコミ報道　見出し

・オミクロン株 ４例目確認男性の濃厚接触者は１６人 神奈川県

＜NHK　2021 年 12 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20211209/1000073589.html

・マスク未着用注意に立腹し暴行で下半身不随に 容疑者逮捕 神戸

＜NHK　2021 年 12 月 7 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211207/k10013378771000.html?utm_int=all_side_ranking-access_002

[対策・予防]

◇省庁発表

・質問票の提出について掲載しました
＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_icJN9zSg5KcTCRY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wBk3CeLsvaylgRpY

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4DkXKcLMnYyFpDpY

・医師等の皆さまへ～新型コロナワクチンの副反応疑い報告のお願い～
＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7jcZJ8zCk4KLr_RY

・国内のワクチン接種 1 億人超に　1 回目、11 月以降は頭打ち
＜共同通信　2021 年 12 月 8 日＞　https://nordot.app/841272114484314112?c=39546741839462401

・ファイザー、3 回接種でオミクロン株に効果　対応ワクチンも開発
＜REUTERS　2021 年 12 月 9 日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-biontech-omicron-idJPKBN2IN1K4
・ファイザーワクチン、2 回ではオミクロン株に効果薄　重症化には有効
＜朝日新聞　2021 年 12 月 9 日＞
https://www.asahi.com/amp/articles/ASPD95SMCPD9ULBJ00P.html?ref=amp-photo
・オミクロン株 “ワクチン後も感染しやすい” 西浦教授ら分析
＜NHK　2021 年 12 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211209/k10013381041000.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・国内のワクチン接種 1 億人超に　1 回目、11 月以降は頭打ち
＜共同通信　2021 年 12 月 8 日＞　https://nordot.app/841272114484314112?c=39546741839462401

・コロナ感染 自宅療養死の遺族会がオンラインで初会合
＜NHK　2021 年 12 月 9 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20211209/1000073549.html

・オミクロン株で偽メール　厚労省装い、情報流出恐れ
＜共同通信　2021 年 12 月 9 日＞　https://nordot.app/841421976868372480?c=39546741839462401
****

[3] 改正後化管法対象物質について、参考情報として確認済みの CAS 登録番号収載リストを掲載しました。
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2021 年 11 月 30 日＞
https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が 2021(令和 3)年 10 月 20 日に公布され、対象物質が 2023(令和 5)年 4 月 1 日から変更します。

改正後の第一種及び第二種指定化学物質一覧リストについて代表的な CAS 登録番号を収載した物質リストに加

え、今回、2021(令和3)年11月30日確認済みのCAS登録番号のリストも掲載しました。

第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト(代表的なCAS登録番号収載)

また11月30日のNITE-CHRIP更新では、化管法対象物質リスト(2021(令和3)年10月20日公布)（日本語・英語）も掲載していますのでご活用下さい。

第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト(確認済みのCAS登録番号収載)

****

[4] <u>変異原性が認められた化学物質の取扱いについて</u>（令和3年11月25日基発1125第13号）

＜厚生労働省　2021年11月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211129K0010.pdf

標記について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の４第１項 の規定に基づき届出のあった化学物質及び同条同項の既存の化学物質として政 令に定める化学物質のうち､有害性の調査の結果について学識経験者の意見を 聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの について、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指 針」(平成５年５月 17 日付け基発第 312 号の３の別添１。以下「指針」という。） の対象物質に追加することとし、別添により関係事業者団体に対して、指針に基づく措置を講ずるよう周知してきたいただきたい旨要請したところである。

ついては、貴職におかれても、管内の事業者に対して、別添の別紙１及び別紙 ２に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる 等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知されたい。

〇別添　　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211129K0011.pdf

基発１１２５第１２号
令和３年１１月２５日

（別紙関係団体の長）　殿

厚生労働省労働基準局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の４第１項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計 1,037 物質）
2. 法第 57 条の４第１項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計 242 物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成５年５月 17 日付け基発第 312 号の３の別添１。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第 57 条の４第３項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和２年厚生労働省告示第 398 号、令和３年厚生労働省告示第 107 号、第 254 号、第 348 号及び第 391 号）により、751 物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙１に掲げる計 15 の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

また、既存化学物質のうち、別紙２に掲げる２物質について、学識経験者から強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙１に掲げる届出物質又は別紙２に掲げる既存化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いします。

（別紙）

一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
化成品工業協会

農薬工業会
日本製薬団体連合会
日本製薬工業協会

別添

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針

（平成５ 年５ 月 17 日付け労働省労働基準局長伺い定め）
平成５年５月 17 日
一部改正 平成 18 年３月９日
一部改正 平成 24 年 12 月 11 日

１　趣 旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺（ほ）乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の１パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

(1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

イ 作業環境管理

(ｲ) 使用条件等の変更

(ﾛ) 作業工程の改善

(ﾊ) 設備の密閉化

(ﾆ) 局所排気装置等の設置

ロ 作業管理

(ｲ) 労働者が変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択

(ﾛ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用

(ﾊ) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮

(2) (1) により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。

イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。

ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。

ニ 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。

(3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業させること。

イ 設備、装置等の操作、調整及び点検

ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置

ハ 保護具の使用

３　作業環境測定について

(1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。

(2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を 30 年間保存するよう努めること。

４　労働衛生教育について

(1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

イ 変異原化学物質の性状及び有害性

ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置

ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法

ニ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理

(2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は４時間以上とすること。

(3) (1) のイからニの全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

５　危険有害性等の表示、通知等について

変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 の規定に準じて、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等の通知を行うこと。この場合、微生物等への強い変異原性を有することについて表示及び通知の内容に含めること。

６　変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、１年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から 30 年間保存するよう努めること。

別紙１　変異原性が認められた届出物質に関する情報一覧

変異原性が認められた届出物質

	名称公表通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名称	構造式	性　状	用途の例
5	28884	令和２年12月25日 厚生労働省告示第398号	4'－［2－（4－アミノフェノキシ）エトキシ］［1，1'－ビフェニル］－4－アミン	別添参照	固体	中間物
1	28894		［（1Ｓ）－1－イソシアナトエチル］ベンゼン	別添参照	液体	合成樹脂原料
4	28984		4'－ニトロ［1，1'－ビフェニル］－4－オール	別添参照	固体	中間物
3	28986		2－（4－ニトロフェノキシ）エチル＝メタンスルホナート	別添参照	固体	中間物
2	29022		2－（1－ブロモエチル）－1－フルオロ－3，4－ジメチルベンゼン	別添参照	微黄色澄明の液体	医薬品
7	29108	令和３年3月26日 厚生労働省告示第107号	オキソランとN，N－ジエチルエタンアミンとトルエンとメタノールと［メチル＝（2Ｓ）－1，3－オキサアジナン－2－カルボキシラートを主成分とする、水素と3－ベンジル＝2－メチル＝（2Ｓ）－1，3－オキサアジナン－2，3－ジカルボキシラートの反応生成物］の混合物	－	無色透明液体	治験薬中間体
6	29209		1－［2－（ブロモメチル）－3－メチルフェニル］－4－メチル－1，4－ジヒドロ－5Ｈ－テトラゾール－5－オン	別添参照	淡褐色固体	農薬の製造中間体
10	29252	令和３年6月25日 厚生労働省告示第254号	α－（1－アミノプロパン－2－イル（又は2－アミノプロピル））－ω－アミノポリ［オキシ（メチルエタン－1，2－ジイル）］・［（クロロメチル）オキシラン・4，4'－（プロパン－2，2－ジイル）ジフェノール重縮合物］重付加物と5，5－ジメチル－3，7－ジオキサ－1，9（2）－ビス（オキシラナ）－4，6（1，4）－ジベンゼナノナファンの混合物	－	無色透明液体	自動車用接着剤
11	29278		（3－エチルフェニル）オキシランと（4－エチルフェニル）オキシランと2，2'－（1，3－フェニレン）ビス（オキシラン）と2，2'－（1，4－フェニレン）ビス（オキシラン）の混合物	－	黄色液体	反応中間体
8	29403		（2Ｚ）－2－フルオロ－3－（4－メトキシフェニル）プロパ－2－エノイル＝クロリド	別添参照	淡黄色固体	開発医薬品中間体
9	29411		6－［1－（1，3－ベンゾチアアゾール－2－イル）ヒドラジン－1－イル］ヘキサン－1－オール	別添参照	粉末	中間物
13	29482	令和３年9月27日 厚生労働省告示第348号	5－（オキシラニルメトキシ）－3，4－ジヒドロキノリン－2（1Ｈ）－オン	別添参照	無色透明液体	製造中間体
14	29595		3－ブロモ－2－（4－エチルフェノキシ）ピリジン	別添参照	白色粉末	製造中間体
12	29598		2－ブロモ－4－フルオロ－1－ニトロ－3－（トリフルオロメチル）ベンゼン	別添参照	黄色の結晶	機能性材料
15	29630	令和３年11月25日 厚生労働省告示第391号	2，2'－（ブタン－1，4－ジイル）ビス（オキシラン）	別添参照	固体	製造中間体

（別添）別紙１　変異原性が認められた届出物質の構造式　　―省略―

別紙２　変異原性が認められた既存化学物質一覧　　―省略―

****

[5] タンパク質繊維の名称・定義に関する国際標準が発行されました

＜経済産業省　2021年12月3日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211203003/20211203003.html

人工構造タンパク質は、枯渇資源に依存しない革新的なバイオ素材です。繊維の原材料としても非常に有望です。国際標準化機構（ISO）の規格が改定され、石油由来や動物由来の繊維のみならず、人工的に製造されたタンパク質繊維も含まれるようになりました。また、繊維中のタンパク質成分の基準値が新たに設けられました。

本規格の発行により、人工構造タンパク質素材の認知性が高まるとともに、粗悪品排除による社会的信用性の向上、用途拡大や国内外市場への早期展開が期待されます。

1. 背景・目的

現在、汎用的に使用されている繊維の多くは石油等の枯渇資源（ナイロン、ポリエステルなど）や動物（ウール、カシミヤなど）に由来しています。しかし、石油由来の繊維は、環境中へのマイクロプラスチックの放出が問題視されています。また、動物由来の繊維は、カシミヤヤギなどの過放牧による砂漠化や、家畜が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生源になることなどの環境破壊の進行への懸念があります。そのため、従来の枯渇資源や動物に依存しない素材の開発・実用化が求められています。

そのような中、人工構造タンパク質は、植物由来の糖を主原料に微生物発酵で生産することから、最終的に分解されて自然界に還る能力に優れているため、環境への負荷が低い素材として関心を集めています。また、タンパク質は、20種類のアミノ酸の組み合わせでできており、用途に応じてその配列をデザインすることで、特性の違う様々な素材への応用もできることから、循環社会の実現に貢献する次世代の革新的バイオ素材として注目されています。

この人工構造タンパク質を用いた繊維について、日本企業は、遺伝子配列の組み立てから、発酵、精製、紡糸、加工に至るまで高度な技術水準を有しており、世界の技術開発をリードしてきました。

一方で、従来の国際規格や、各国・地域における分類・定義や試験方法などにおいて、タンパク質繊維（Protein fibres）は天然由来のタンパク質のみに限定され、人工構造タンパク質については、明記されていませんでした。

さらに、海外の市場では、タンパク質がごく少量で大部分が石油由来の材料で構成される繊維であっても、タンパク質繊維として販売されている例がみられ、従来の国際規格によるタンパク質繊維の定義では、そのような繊維がタンパク質繊維として認定される可能性が残されていたため、取引上の誤認や消費者の混乱を招く恐れがありました。

そこで、内閣府主導の革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)*1にて構造タンパク質の技術開発を行った産業・学術機関が中心となり、タンパク質繊維に関する用語規格において、人工的に製造されたタンパク質を含め、かつ繊維中のタンパク質成分の含有量を多いものをタンパク質繊維とするよう、日本から国際規格改正の提案をおこなっていました。

2. 規格の概要

産学官のオールジャパン体制で日本が改定を主導し、2021年11月1日に繊維の一般名称に係る国際規格（ISO2076）*2の改定版が発行されました。*3その主な内容は、以下のとおりです。

（1）タンパク質繊維に定義される素材の由来

従来は、天然由来のタンパク質から作られた繊維のみが「タンパク質繊維」として定義されていましたが、人工的に製造されたタンパク質も新たに対象に含まれることになりました。

（2）繊維中のタンパク質成分の含有量

従来は、タンパク質成分の含有量に関する定めがありませんでしたが、タンパク質成分が重量ベースで80%以上となるように改定されました。

3. 期待される効果

今回の国際規格改定によって、次世代素材である人工構造タンパク質繊維が国際標準として認められたことにより、素材としての認知性や社会的信用性が向上し、粗悪品との差別化が図られます。これを通じて、日本の製造する高品質の人工構造タンパク質繊維がグローバル市場の中で用途拡大・早期普及することが期待されます。

*1革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)

革新的な科学技術イノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進するこ

とを目的として、内閣府総合科学技術・イノベーション会議が主導して創設されたプログラム。
*2 正式名称 ISO2076 Textiles – Man-made fibres – Generic names
日本語訳 ISO2076 繊維 ― 化学繊維 ― 一般名称
*3今回発行された国際標準は、経済産業省の委託事業である「戦略的国際標準化加速事業：政府戦略分野に係る国際標準開発活動」の成果によるものです。
****

[6] *安全衛生*

◇事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

（令和３年 12 月１日基発 1201 第１号）
＜厚生労働省　2021 年 12 月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211201K0020.pdf

基発 1201 第１号
令和３年 12 月１日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 188 号。以下「改正省令」という。）が令和３年 12 月１日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行することとされたところである。併せて、事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号。以下「事務所則」という。）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）について、一部運用の見直しを行った。その改正及び運用の見直しの趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第１　改正省令の趣旨及び概要等

１　改正の趣旨

「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書（令和３年３月 24 日公表）における提言等を踏まえ、事務所その他の作業場における労働者の清潔保持等のために事業者が講ずべき措置等について、事務所則及び安衛則について所要の改正を行ったものである。

２　改正省令の概要

（１）事務所則の一部改正（改正省令第１条及び第２条関係）

ア　照度等（第 10 条第１項関係）

① 事業者が適合させなければならない労働者を常時就業させる室（以 下「室」という。）の作業面の照度基準に関し、作業の区分を従来の三区分から「一般的な事務作業」及び「付随的な事務作業」の二区分に改めたこと。

② 事業者が適合させなければならない室の作業面の照度基準は、上記 ①の区分に従い、「一般的な事務作業」については 300 ルクス以上、「付随的な事務作業」については 150 ルクス以上としたこと。

イ　便所（第 17 条の２関係）

① 便所の設置基準について、同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合は、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、事業者が、男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所（以下「独立個室型の便所」という。）を設けることで足りることとしたこと。

② 男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所又は女性用便所の便房の数若しくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする同時に就業する労働者の数について、独立個室型の便所１個につき男女それぞれ 10 人ずつ減ずることができることとしたこと。

ウ　その他（第１条、第 12 条、第 14 条、第 17 条及び第 20 条関係）

用語の見直し等所要の改正を行ったこと。

（２）安衛則の一部改正（改正省令第３条関係）

ア　便所（第 628 条の２、第 677 条関係）

（１）のイと同様の改正を行うこととしたこと。併せて、貸与建築物の便所に関する規定について、当該改正に伴う改正を行うこととしたこと。

イ　救急用具（旧第 634 条関係）

事業者が少なくとも備えなければならない救急用具の品目について定めている規定を削除することとしたこと。

ウ　その他（第 108 条、第 294 条、第 296 条及び第 628 条関係）

用語の見直し等所要の改正を行ったこと。

（３　施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和３年 12 月１日から施行することとしたこと。ただし、（１）のアにあっては令和４年 12 月１日から施行することとしたこと。

第２　細部事項

１　改正省令関係

（１）事務所則の一部改正（改正省令第１条及び第２条関係）

改正事務所則の各条文に係る趣旨、解釈等は以下のとおりであること。

ア　照度等（第 10 条第１項関係）

① 本条は、照度不足の際に生じる、眼精疲労や文字を読むために不適切な姿勢を続けることによる上肢障害等の健康障害を防止する観点から、全ての事務所に対して適用する趣旨であること。

② 本条における「一般的な事務作業」とは、改正前の事務所則の同条に規定する「精密な作業」及び「普通の作業」に該当する作業を、「付随的な事務作業」とは、改正前の事務所則の同条に規定する「粗な作業」に該当する作業をいうものであること。

③ 事務所における高年齢労働者が増加しており、高年齢労働者も含めた全ての労働者に配慮した視環境の確保を図る必要があることから、必要に応じて、個々の労働者に視力を眼鏡等で矯正することを促した上で、作業面における照度を適切に確保することが重要であること。

④ 個々の事務作業に応じた適切な照度については、本条に定める基準を満たした上で、日本産業規格 JIS Z 9110 に規定する各種作業における推奨照度等を参照し、健康障害を防止するための照度基準を事業場ごとに検討の上、定めることが適当であること。

イ　便所の設置に関する例外（第 17 条の２第１項関係）

① 作業場に設置する便所については、作業場の規模にかかわらず男性用 と女性用に区別して設置することが原則である。一方で、住居として使用することを前提として建築された集合住宅の一室を作業場として使用している場合など、便所が１箇所しか設けられておらず、建物の構造や配管の敷設状況から、男性用便房、男性用小便所、女性用便房の全てを設けることが困難な場合もある。このような場合についても例外なく、便所を男性用と女性用に区別して設置する原則を適用した場合、作業場の移転や便所の増設に必要なスペースを確保することによる作業環境の悪化などが生ずるおそれがあることから、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しないこととしたものであること。

② 本条は便所を男性用と女性用に区別して設置する原則の適用が困難な作業場における例外規定であり、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合においても、可能な限り便所は男性用と女性用に区別して設置することが望ましいことはいうまでもないこと。

③ 同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合であって、既に男女別の便所が設置されている場合において、本条を根拠に便所の一部を廃止し、又は倉庫等他の用途に転用することは、本条の趣旨を踏まえれば、不適切な対応であり、許容されるものではないこと。

④ 新たに作業場を設ける場合（建物を新たに設置する場合のほか、既存の建物の一部を賃貸等により作業場として使用する場合も含む。）については、当該作業場で同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合には、独立個室型の便所を１箇所設ければ足りるものであるが、同時に就業する労働

者の数が常時 10 人を超えた場合には、直ちに法違反となる一方、便所の増設は容易ではないことを踏まえれば、あらかじめ男性用と女性用に区別した便所を設置しておくことが望ましいこと。

⑤ 「独立個室型の便所」とは、男性用と女性用に区別しないそれ単独でプライバシーが確保されている便所のことをいい、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により構成されている便房からなる便所と対をなす概念の便所であること。「壁等」とは、視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のことをいい、「四方を壁等で囲まれた」とは、全方向を壁等で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造であることをいうこと。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成 18 年政令第 379 号）に規定されている車椅子使用者用便房やオストメイト対応の水洗器具を設けている便房からなる便所についても、上記要件を満たす場合は、当然、独立個室型の便所に該当するものであること。

⑥ 独立個室型の便所は、施錠できることが要件とされているが、便所の使用に際し、(i)内部に他者が侵入し、施錠された場合に退避困難となること、(ii)施錠された便所内で体調不良者が発生した場合に救護等が困難となること等から、便所内に容易に押下することができる非常用ブザー等の設置や、異常事態発生時に外部から解錠できるマスターキーを事業場管理者が有しておくことなど、非常事態を想定した対応を衛生委員会等で調査審議、検討等を行った上で定めておくことが望ましいこと。

⑦ 手洗い設備は便所内に設けることとされているため、独立個室型の便所ではその定義により、便房内に設けられていることが基本となるが、便房の外側に設けられている場合であっても、排他的に近接しているものについては、便房内すなわち便所内に設けられているものとみなすことができること。

⑧ 上記⑥及び⑦の状況は、男性用と女性用に区別する四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所においても、独立個室型の便所と同様に生じうることから、同様の対応を行うことが望ましいこと。

⑨ 一個の便房を男女が共用することに伴う風紀上の問題や心理的な負荷については、個々の作業場における便所の設備や設置場所、男女比率等によっても大きくことなることから、消臭や清潔の保持についてのマナー、サニタリーボックスの管理方法、盗撮等の犯罪行為の防止措置、異常事態発生時の措置（防犯ブザーの設置、管理者による外側からの緊急解錠等）など、便所の使用や維持・管理に関するルール等について、衛生委員会等で調査審議、検討等を行った上で定めておくことが望ましいこと。

ウ　付加的に設置した独立個室型の便所（第 17 条の２第２項関係）

① 職場においても障害のある労働者への配慮や、高年齢労働者の利便性の改善等、便所に対するニーズは多様化していることから、男性用便所と女性用便所をそれぞれ設置した上で、独立個室型の便所を付加的に設ける場合は男性用大便所の便房、男性用小便所及び女性用便所の便房をそれぞれ一定程度設置したものとして取り扱うことができる旨新たに規定した趣旨であること。

② 便所の利用状況は事業場ごとに異なることから、便房や手洗い設備の増設による待ち時間の短縮、ニーズを踏まえた機能の付加等、労働者の利便性向上を図ることは重要であり、事業場の実情に応じて、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて柔軟に対応することが望ましいことはいうまでもないこと。

エ　その他（第１条、第 12 条、第 20 条関係）

事務所を巡る環境の変化等により、実態に合わなくなった用語の見直し等を行ったこと。

① カードせん孔機（第１条、第 12 条関係）

カードせん孔機は一般に見かけなくなったことから例示としての記載を削除したものであり、法令の適用対象に変更はないこと。

② かや（第 20 条関係）

事務室における睡眠又は仮眠の設備として、かやは必要な用品には含まれないと考えられることから、例示から削除したものであること。

（２）　安衛則の一部改正（改正省令第３条関係）

改正安衛則の各条文に係る趣旨、解釈等は以下のとおりであること。

ア　便所（第 628 条の２関係）

（１）のイの事務所則の改正と同様であること。

イ　救急用具の内容（旧第 634 条関係）

安衛則第 633 条において、事業者に対して備えることを義務づけている「負傷者の手当に必要な救急用具及び材料」ついて、事業場において労働災害等により労働者が負傷し、又は疾病に罹患した場合には、速やかに医療機関に搬送することが基本であること、及び事業場ごとに負傷や疾病の発生状況が異なることから、事業場に一律に備えなければならない品目についての規定は削除すること。ただし、負傷等の状況や事業場が置かれた環境によっては、事業場において負傷者の応急手当を行う場合もあるため、リスクアセスメントの結果や、安全管理者や衛生管理者、産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、事業場において発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを備え付けること。この場合、マスクやビニール手袋、手指洗浄薬等、負傷者などの手当の際の感染防止に必要な用具及び材料も併せて備え付けておくことが望ましいこと。

なお、事業場において労働災害等が発生した際に、速やかに医療機関へ搬送するのか、事業場において手当を行うのかの判断基準、救急用具の備付け場所・使用方法等をまとめた対応要領を事業場においてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。

２　事務所則及び安衛則の運用見直し関係

（１）事務所則関係

事務所則の各条文に係る運用を以下のとおり見直すこと。

ア　測定方法（一酸化炭素・二酸化炭素の含有率）（第８条関係）

本条における一酸化炭素、二酸化炭素の含有率の測定器としてあげられている検知管方式と同等以上の性能を有する測定器には、一酸化炭素に関しては定電位電解法、二酸化炭素に関しては非分散型赤外線吸収法（NDIR）による測定器が含まれること。

イ　更衣設備等（第 18 条第２項関係）

更衣室を設ける場合は、性別を問わず安全に利用できる必要があることから、プライバシーの確保に配慮すべきであることに留意すること。

なお、各事業場のニーズに応じて設ける、事務所則に規定する「更衣設備」としてではなく、各事業場のニーズに応じて設ける更衣室やシャワー設備についても同様に留意すること。

ウ　休憩の設備（第 19 条関係）

事業場ごとに、休憩の設備の広さや、各事業場のニーズに基づく休憩設備内に備えるべき設備については、衛生委員会等で調査審議、検討等を行い、その結果に基づいて設置することが望ましいこと。

エ　休養室等（第 21 条関係）

常時 50 人以上又は常時女性 30 人以上の労働者を使用する事業者は、休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けなければならない。休養室又は休養所は、事業場において病弱者、生理日の女性等に使用させることを趣旨として設けられるものであり、長時間の休養等が必要な者については、速やかに医療機関に搬送する又は帰宅させることが基本であることから、専用設備として設けなくとも、随時利用が可能となる機能を確保することで足りるものであること。

なお、休養室又は休養所では、労働者がが床することが想定されており、プライバシーの確保のために、入口や通路から直視されないよう目隠しを設ける、関係者以外の出入りを制限する、緊急時に安全に対応できる等、設置場所の状況等に応じた配慮がなされることが重要であること。

（２）安衛則関係

安衛則の各条文に係る運用を以下のとおり見直すこと。

ア　休憩の設備（第 613 条関係）

（１）ウの事務所則における運用見直しと同様であること。

イ　発汗作業に関する措置（第 617 条関係）

本条の「塩」は、塩飴や塩タブレット等のほか、スポーツドリンクなどの飲料水中に含まれる塩分も当然に含む趣旨であること。

ウ　休養室等（第 618 条関係）

（１）エの事務所則における運用見直しと同様であること。

エ　洗身の設備、更衣室（第625条第１項関係）

洗身の設備、更衣室を設ける場合は、性別を問わず安全に利用できる必要があることから、プライバシーの確保に配慮すべきであることに留意すること。なお、安衛則に規定する「洗身の設備」としてのシャワー設備や「更衣設備」としての更衣室に限らず、各事業場のニーズに応じて設けるシャワー設備、更衣室についても同様に留意すること。

第３　関係通達の改正

１　昭和46年８月23日付け基発第597号「事務所衛生基準規則の施行について」の記のⅡの10（２）及び（３）を、それぞれ「（２）削除」及び「（３）削除」に、Ⅳの３中「事務所にある専用のもの」を「事務所にあるもの」に改める。

２　昭和47年９月18日付け基発第595号「事務所衛生基準規則の施行について」の記の第２の５（２）を「（２）削除」に改める。

３　昭和51年６月14日基発第454号「作業環境測定基準の施行について」の記の５を次のように改める。

５．　第６条関係

（１）本条各号の規定は事務所衛生基準規則の一部を改正する省令(昭和51年４月30日労働省令第13号)による改正前の事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)第８条で定められていたものと同一の内容であること。

（２）本条の検知管方式による測定機器と同等以上の性能を有する測定機器として、測定値の精度等について、検知管方式による一酸化炭素検定器又は炭酸ガス検定器と同等以上の性能を有する測定機器があること。

なお、測定機器としては例えば、一酸化炭素に関しては定電位電解法、二酸化炭素に関しては非分散型赤外線吸収法（NDIR）による測定機器が含まれること。

◇職場における労働衛生基準が変わりました

～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

＜厚生労働省　2021年12月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/000857961.pdf

---

◇NZ、紙たばこ非合法化へ　14歳以下は一生吸えず？

＜共同通信　2021年12月９日＞　https://nordot.app/841597782350872576?c=39546741839462401

ニュージーランド政府は９日、14歳以下の少年少女が生涯にわたって紙巻きたばこを購入するのを禁止する法案を来年提出することを明らかにした。電子たばこの使用は容認する可能性がある。2022年12月の成立を目指す。年数をかけ「たばこのない国」を目指すが、闇市場が生まれるとの批判も出ている。

アーダン首相は記者団に対し「たばこの価格をこのまま上げ続けても、もはや禁煙を促す効果はない」と主張。「人々が最初から喫煙を始めないようにすることに集中する」と話した。

法案は、低ニコチン以外のたばこの販売を禁止。禁煙に向けた取り組みを行政が支援する。

****

[7] *医薬品等*

◇予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第190号）

［官報］　令和３年12月８日　特別号外　第98号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211208/20211208t00098/20211208t000980001f.html

○厚生労働省令第190号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年12月８日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則 第十八条の二　法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であって、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。 ２　（略） ３　予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。 一　被接種者の氏名及び生年月日その他予防接種証明書の利用に関し必要な事項 二　被接種者が予防接種を受けた期日及び国 三　予防接種に使用されたワクチンの種類及び製造販売業者の名称 四　接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項 五 予防接種証明書の発行者、識別番号及び発行年月日	附　則 第十八条の二　法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であって、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。 ２　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和三年十二月二十日から施行する。

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 401 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 9 日　号外　第 276 号　24～28 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211209/20211209g00276/20211209g002760024f.html

---

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 402 号）

［官報］　令和 3 年 12 月 9 日　号外　第 276 号　28～29 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211209/20211209g00276/20211209g002760028f.html

****

[8] ***農薬***

◇登録・失効農薬情報を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 12 月 1 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/toroku/

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 12 月 1 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[9] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2021 年 12 月 3 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=11&from_day=6&to=struct&to_year=2021&to_month=11&to_day=18&max=100

11 月 6 日～11 月 18 日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

****

[10] ***廃棄物関係***

◇令和２年度漁業者の協力による海底ごみ回収実証業務の結果について

＜環境省　2021年12月9日＞　https://www.env.go.jp/press/110250.html

（１）自治体・漁業者へのヒアリング、アンケート調査

（２）海底ごみの実態調査

（３）令和３年度の計画

◇「焼却灰の pH を考える。」

＜国立環境研究所　高校生も楽しめる資源循環･廃棄物研究情報誌オンラインマガジン環環2021年11月号　2021年 12 月 8 日＞

https://www-cycle.nies.go.jp/magazine/mame/202111.html

◇海中ごみ調査へ自律型船ロボット　長崎大が実証実験

＜朝日新聞　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASPD76Q4JPCYTOLB004.html

****

[11] ***温暖化対策関係***

◇地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況

＜環境省　2021 年 11 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html

〇ゼロカーボンシティ一覧図(表明都道府県地図、表明自治体数・人口グラフ他)

https://www.env.go.jp/policy/zero_carbon_city/01_ponti_211130.pdf

〇ゼロカーボンシティ取組一覧（表明自治体）

https://www.env.go.jp/policy/zero_carbon_city/02_list_211130_2.pdf

---

◇米、政府購入車を排出ゼロに　大統領令、35 年までに

＜共同通信　2021 年 12 月 9 日＞　https://nordot.app/841432797793124352?c=39546741839462401

****

[12] ***環境安全関係***

◇産総研-水系暴露解析モデル（AIST-SHANEL）の推定精度評価

ー多摩川におけるビスフェノール A を対象としてー

＜産業技術総合研究所(AIST)　2021 年 11 月 30 日＞　https://riss.aist.go.jp/research/20211130-1859/

◇（仮称）あさひ風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021年12月9日＞　https://www.env.go.jp/press/110263.html

****

[13] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案)」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案)」について（概要)」に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2021 年 12 月 1 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210300&Mode=0
「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」について（概要）　----> 末尾［付録］

◇「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について
＜厚生労働省　2021 年 12 月 1 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210301&Mode=0
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）
----> 末尾［付録］

◇フェロシアン化カリウムに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
＜内閣府食品安全委員会　2021 年 12 月 1 日＞
http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_wine_potassium_ferrocyanide_031201.html

---

◇伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認申請案件に関する意見募集の実施について（令和 3 年度第 1 回）
＜文部科学省　2021 年 12 月 9 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbrac4xpA21svbF
＜環境省　2021年12月9日＞　https://www.env.go.jp/press/110280.html
この度、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく遺伝子組換えイネの第一種使用規程の承認申請案件に関する意見募集を実施しますので、お知らせします。

◇令和 3 年度補正「学びと社会の連携促進事業（先端的教育用ソフトウェア導入実証事業）費補助金」に係る補助事業者（執行団体）の公募について
＜経済産業省　2021 年 12 月 9 日＞
https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2021/k211209001.html?from=mj

---

[公募結果、意見募集結果]
◇「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則案（仮称）」に対する意見募集の結果について
＜厚生労働省　2021 年 12 月 1 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210204&Mode=1

****

[14] ***その他省庁発表***
◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 2093 号）
［官報］ 令和 3 年 12 月 9 日　本紙　第 633 号　4～5 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211209/20211209h00633/20211209h006330004f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産省告示第 2094 号）
［官報］ 令和 3 年 12 月 9 日　本紙　第 633 号　6 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20211209/20211209h00633/20211209h006330006f.html

****

[15] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（オンライン会議）の開催について　　12 月 15 日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6jMdI8jGl4aPqnBY
・炭酸水素カリウムの新規指定の可否等について
・その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　12 月 15 日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=O8CkHOdLcjZyVs2pY
医薬品ＣＯＶＩＤ－１９ワクチンモデルナ筋注の製造販売承認事項一部変更承認の可否及び再審査期間の指定について
・食品安全委員会 農薬第五専門調査会（第１１回）の開催について　　１２月２０日
＜内閣府　2021 年 12 月 9 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai5_senmon_11.html
（１）農薬 （アラニカルブ）の食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会（第 842 回）の開催について　　12 月 14 日
＜内閣府　2021 年 12 月 9 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai842.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・農薬８品目
1,4-ジメチルナフタレン、アセキノシル、トリネキサパックエチル、トリフルミゾール、
ピラジフルミド、フルエンスルホン、フルトリアホール、フロニカミド
・動物用医薬品 １案件
動物用ワクチンの添加剤として使用する成分（硫酸マンガン）
（２）動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「オルトジクロロベンゼン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「JPBL008 株を利用して生産されたα-アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「JPBL009 株を利用して生産されたα-アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「JPBL010 株を利用して生産されたα-アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について
・「クロキサシリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（５）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第 26 回：令和 3 年 9 月 30 日時点）
（６）その他
・「第 23 回　厚生科学審議会生活環境水道部会」を開催します　　１２月１５日
＜厚生労働省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-wBk3CeLsvayic5pY
（１）建築物環境衛生管理基準等の見直しについて
（２）水道の水質基準等の見直しについて
（３）水道行政の最近の動向等について
（４）その他
・令和３年度環境配慮契約法基本方針検討会(第３回)の開催について　　12月14日
＜環境省　2021年12月9日＞　https://www.env.go.jp/press/110255.html
（１）国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針及び解説資料について
（２）令和４年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について
（３）国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等及び環境負荷低減効果等について
（４）検討スケジュールについて
（５）その他
・産業標準調査会　標準第一部会　第３０回金属・無機材料技術専門委員会　　12 月 23 日

＜経済産業省　2021 年 12 月 9 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43926
1. 前回議事録の確認について
2. 産業標準の制定について
3. 日本産業規格の改正及び廃止について
4. その他
・中央教育審議会大学分科会（第 164 回）の開催について　　12 月 15 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agbpac4wwJ3BuubE
1. 大学院設置基準等の一部改正について
2. 令和３年度文部科学省補正予算（案）について
3. 魅力ある地方大学の在り方について
4. その他

[開催記録、報告、資料等]

・「第 12 回クリティカルマテリアル・ミネラル会合」を開催しました　　12 月 6、8 日
＜経済産業省　2021 年 12 月 9 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211209001/20211209001.html?from=mj
1. クリティカルマテリアルに関する技術開発について 1）電化社会を支える電池・発電・モーター技術、2）循環型経済のためのリサイクル・環境技術等について、情報交換を行いました。
2. また、日本、米国、EU、豪州、カナダの政策当局者による会合において、クリティカルマテリアルに関する最新の動向やリサイクルといった個別のテーマについて、日本が議長国として議論・情報交換を行いました。
3. その結果、クリティカルマテリアルのサプライチェーン強靭化の重要性が改めて認識され、今後も日米欧豪加と連携した取組を推進していくことを確認しました。
4. 次回の会合は、来年（2022 年）、EU にて開催される予定です。
・国際海運の温室効果ガス（GHG）排出削減目標を強化することで合意
～ 国際海事機関（IMO）第 77 回海洋環境保護委員会（11/22～26）の開催結果 ～　　11 月 22 日～26 日
＜国土交通省　2021 年 11 月 29 日＞　https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000221.html
・総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　電力・ガス基本政策小委員会　　12 月 14 日
＜経済産業省　2021 年 12 月 8 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43887
1. 2021 年度冬季に向けた対策について
2. 火力政策をめぐる議論の動向について
3. 今後の電力システムの主な課題について
・モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会（第 2 回）議事録　　10 月 21 日
＜文部科学省　2021 年 12 月 9 日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/116/gijiroku/1422799_00001.html
1. モデル・コア・カリキュラムキャッチフレーズ（案）について
2. モデル・コア・カリキュラム改訂に向けた基本方針（案）について
3. 医師/歯科医師として求められる基本的な資質・能力（案）について
4. その他
****

[16] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・鳥取県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性（野鳥国内７例目）について
＜環境省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110311.html
---

・宮崎県の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例(野鳥国内２例目)に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110309.html
―――

・埼玉県での高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内７例目）に伴う群馬県野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021年12月9日＞　https://www.env.go.jp/press/110322.html
・埼玉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内7例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2021年12月9日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211209.html
-----

・千葉県での高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内６例目）に伴う東京都野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021年12月9日＞　https://www.env.go.jp/press/110320.html

・広島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内８例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2021 年 12 月 9 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211209_4.html
-----

・鹿児島県出水市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内２例目及び３例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211208.html
----

・ポルトガルからの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211208_6.html
-----

・英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2021 年 12 月 8 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211208_7.html
****

[付録]

◇「「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」について（概要）」に関する御意見の募集について　*上記［13］関係*

＜厚生労働省　2021 年 12 月 1 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210300&Mode=0

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（案）」及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」について（概要）

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

１．改正の趣旨

（１）毒物及び劇物指定令の改正

○　毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第２条第１項又は第２項において、法別表第一又は別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいうと規定されており、法別表第一又は別表第二において、それぞれの表に掲げる物のほか、毒性又は劇性を含む物であって政令で定めるものと規定されている。

○　毒物の指定等に係る薬事・食品衛生審議会の答申（令和３年11月２日）を踏まえ、新たに１物質を劇物に指定し、毒物に指定されていた２物質を劇物に指定するとともに、１物質を劇物の指定の対象から除外するため、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第２号。以下「令」という。）について、所要の改正を行う。

（２）毒物及び劇物取締法施行規則の改正

○　毒物及び劇物については、販売等を行うことが原則として禁止されているが、一般販売業の登録を受けた者は、全ての毒物又は劇物の販売等を行うことができることとされているほか、農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であって毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第４号。以下「則」という。）別表第１で定めるもの（以下「農業用品目」という。）に限り、その販売等を行うことができることとされている。

○　令の改正により、毒物に指定されていた農業用品目が劇物に指定されることに伴い、則別表第１について所要の改正を行う。

２．改正の概要

（１）次に掲げる物を新たに「劇物」に指定する。（令第２条の改正関係）

○　４－メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。（４－メチルベンゼンスルホン酸５％以下を含有するものを除く。）【CAS番号104-15-4】

（２）「毒物」に指定されていた次に掲げる物を「劇物」に指定する。（令第１条及び第２条の改正関係）

①　［（２－カルボキシラトフエニル）チオ］（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサール）０．１％以下を含有する製剤。【CAS番号54-64-8】

②　２，３，５，６－テトラフルオロ－４－メチルベンジル＝（Ｚ）－（１ＲＳ，３ＲＳ）－３－（２－クロロ－３，３，３－トリフルオロ－１－プロペニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）１．５％以下を含有する製剤（２，３，５，６－テトラフルオロ－４－メチルベンジル＝（Ｚ）－（１ＲＳ，３ＲＳ）－３－（２－クロロ－３，３，３－トリフルオロ－１－プロペニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート０．５％以下を含有する製剤を除く。）【CAS番号79538-32-2】

（３）次に掲げる物を「劇物」から除外する。（令第２条の改正関係）

○　１，２－ジ（２－｛４－［２－（２－メチルプロポキシ）カルボニル－２－シアノエテニル］フエニルチオ｝エトキシ）エタン及びこれを含有する製剤【CAS番号2260706-63-4】

（４）「毒物」として農業用品目に指定されていた上記（２）②の物質を「劇物」として農業用品目に指定する。（則別表第１の改正関係）

（５）その他所要の経過措置を設ける。

３．根拠条項

令の改正：法別表第１第28号、別表第２第94号及び第23条の５則の改正：法第４条の３第１項

４．公布日等

公布日：令和４年１月28日（予定）

施行期日：令和４年２月上旬

◇「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について　*上記［13］関係*

＜厚生労働省　2021 年 12 月 1 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210301&Mode=0

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省労働基準局労災管理課

１．制定の趣旨

○ 建設アスベスト訴訟に係る最高裁判決や決定の内容を踏まえ、一定の建設業務労働者等に対して慰謝料としての性質を有する給付金等を支給することを目的として、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和３年法律第74 号。以下「法」という。）が制定された（令和３年６月16 日公布）。

○ これを踏まえ、法において厚生労働省令に委任されている給付金等に係る請求及び認定に関する事項のうち、給付金等の請求事項及び請求に際して必要な添付書類等に関する事項について定める必要があることから、今般、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則を改正し、所要の規定を追加する。

２．概要

○ 以下に掲げる事項について定める。

① 請求にあたっては、氏名、生年月日、住所、連絡先、請求に係る疾病にかかった旨の医師の診断の日、請求に係る疾病の名称等を記載した請求書を厚生労働大臣に提出すること。

② 請求にあたっては、住民票の写し、特定石綿ばく露建設業務に係る事業の名称及び事業場の所在地並びに当該事業場ごとの石綿にさらされる業務に従事した期間及びその内容を証明することができる書類、請求に係る疾病にかかったことを証明することができる医師の診断書、法第二条第三項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類等を請求書に添えること。

③ 請求人が遺族の場合にあっては、上記の書類等に加えて、請求に係る死亡した者に係る死亡診断書、当該請求人と当該請求に係る死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本等を請求書に添えること。

④ 厚生労働大臣は、給付金等の請求に係る利便の向上を図るため、請求をしようとする者に対し、その求めに応じ、給付金等の請求に必要な情報を提供できること。

⑤ 厚生労働大臣は、特に必要がないと認めるときは、請求書に添付することとされている書類の添付を省略させることができること。

○ その他所要の事項を定める。

３．根拠条項

○ 法第22 条

４．施行期日等

○ 公 布 日：令和４年１月上旬（予定）

○ 施行期日：法附則第１条の規定による規定の施行の日__

********** 以上 **********